

君津中央病院企業団議会

令和5年3月定例会会議録（第1号）

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和5年3月1日をもって令和5年3月10日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

2番 渡辺厚子、3番 田中幸子、4番 高橋 明、5番 橋本礼子、7番 福原敏夫

8番 山田重雄、9番 小泉義行、10番 緒方妙子、11番 根本駿輔、12番 花澤一男

欠席議員

1番 石井 勝、6番 中川茂治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主幹 玉川智久

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 在原昌秀、監査委員 磯貝睦美、病院長 海保 隆

事務局長 竹下宗久、事務局次長 佐伯哲朗、庶務課長 國見規之、人事課長 石井利明

医事課長 重信正男、管財課長 相原直樹、財務課長 小柳洋嗣、経営企画課長 中園倫弘

病院長代理兼患者総合支援センター長 畦元亮作、副院長兼学校長 木村博昭、副院長 柳澤真司

分院長 田中治実、医療技術局長 児玉美香、看護局長 金綱はるみ

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第3号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第4号 令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計予算
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)

(午後1時30分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は10人でございます。

本日、中川茂治議員から欠席の届けが出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和5年3月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、田中企業長から招集のご挨拶をお願いします。

田中企業長。

<企業長>

3月議会定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、年度末の公務ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の状況についてのご報告でございます。

本年1月3日に4件目のクラスターが発生し、最大44名が入院しておりましたが、1月18日に収束し、その後はクラスターの発生はなく、2月は平均3名程度、3月に入っては1名程度と新型コロナウイルス感染者数は減少しております。

また、県が3月1日から病床確保のフェーズを1に引き下げたことに伴い、当院も同日から確保病床数を25床から18床へといたしました。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から、その分類が5類となることが決定し、今後の医療提供体制、医療費の公費負担などについての具体的な方針が政府から提示されます。新型コロナウイルス感染症対策が新たな局面を迎えることを踏まえ、当院といたしましても、近隣医療機関との連携を更に密にし、当院による提供が必要とされる医療を継続してまいります。

続いて事業の報告でございます。

始めに、地下水浄化設備工事について報告いたします。

昨年5月から始まった工事も本年2月1日に水質検査が終了し、2月3日から地下水の供給を開始いたしました。これにより、病院で使用する水の9割がいわゆる自前で確保できることとなり、災害拠点病院としての要件である、災害時において3日間病院機能を維持できる分の水の確保が可能となりました。

次に、敷地内薬局についての報告でございます。病院利用者の利便性向上の観点からアメニティ棟と名付けられた建物は、1階には調剤薬局であるアイン薬局とタリーズコーヒーが入り4月から営業開始となります。2階は本院棟で不足する居室を確保するため事務部門の一部が移転し、3階はふだんは病院の会議室として使用し、災害等発生時においては対策本部として使用します。現在、災害等発生時には対策本部を本院棟4階講堂に置くこととしていますが、同所には医療ガス供給設備を整備し、患者収容可能としています。対策本部を新たな場所に展開できることにより、非常時にはより多くの患者を収容できることとなります。

続きまして、令和5年1月までの経営状況でございます。

本院、分院いずれも医業収益が予定を下回っていることもあり、本院では1億1,800万円の純損失、分院でも3,700万円の純損失を計上する結果となりました。令和4年度も残り1か月を切りましたが、職員一丸となり、経営改善に向けた取り組みを続けてまいります。

さて、本定例会では3月議会定例会提案案件としまして、君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正、令和4年度病院事業会計補正

予算、令和5年度病院事業会計予算の全4議案を提出させていただいております。

議案の詳細につきましては、後ほど事務局より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から地方自治法第199条第4項の規定による令和4年度定期監査及び同法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定を行います。

お諮りします。

今期定例会の会期は本日から3月27日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日から3月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から高橋明議員及び緒方妙子議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程

日程第3、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は4件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご承知願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 君津中央病院企業団個人情報の保護の関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、個人情報の保護に関する法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、同法により定めることが委任又は許容された事項を定めるため、条例を制定するものです。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、企業団の経営状況を踏まえ、経営責任者である企業長の私が経営改善の姿勢を引き続

き示し、給料月額を引き下げる期間を1年間延長するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第3号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）については、本・分院の業務予定量の補正とこれに伴う収益の補正、新型コロナウイルス感染症対応や医療機関物価高騰対策支援、看護職員処遇改善等に関する補助金収入の補正、そのほか予算の適正執行のために必要なものを計上するものです。

最後に、議案第4号 令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計予算については、令和5年度は、第6次5か年経営計画の3年目であり、それに基づく財務計画も含め、必要な見直しを加えるための検証を行う年度であります。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大やその他の国内外の情勢は、企業団運営に大きな影響を及ぼしており、その先行きは不透明な状況にあります。このため、当初予算の編成にあたっては、本院の業務量では、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響を踏まえつつも、第6次5か年経営計画後半以降の目標とする数値を改めて設定し、収支においては、安定的な経営の確保、経営資源の適正配分による有効活用、医師及び看護師の確保を重点項目とし、可能な限りの収入確保及び費用抑制策を盛り込み、予算編成いたしました。

第6次5か年経営計画における主要施策に対する予算としましては、良質で安全な医療の提供の柱となる人材を確保するための諸事業に1億6,200万円、勤務環境の整備の柱となる働きやすい職場環境を整備するための事業に1億6,100万円を計上しております。

また、資本的支出に総額25億1,000万円を計上し、そのうち、建設工事費に、厨房・洗濯排水処理施設更新工事等で1億6,500万円、医療機械器具費に、循環器系X線診断装置等の整備で4億2,900万円、備品費に、周術期患者情報システムの更新等で3億1,300万円を計上しております。

これらにより、本院事業で236億7,900万円、分院事業で8億300万円、看護師養成事業で2億8,200万円の収益的支出予算を編成する一方、25億1,000万円の資本的支出予算を編成し、企業団全体として275億7,800万円の予算規模をもちまして、当地域の中核病院としての使命を果たすべく事業活動を推進してまいります。

なお、公立病院として事業の継続と安定した医療の提供に欠くことのできない構成市負担金につきましては、令和5年度は、高等教育無償化対応経費分を含む18億2,940万円をいただきたく、提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号 君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを補足説明申し上げます。

提出議案説明資料の1ページをご覧ください。はじめに、項番1の条例制定の趣旨でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた個人情報の保護に係る規律が個人情報の保護に関する法律、以下、法と言わせていただきますが、これに統合されることとなりました。

地方公共団体においては、令和5年4月1日から法が直接適用されるため、現行の君津中央病院企業団個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関して必要な委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を規定する君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例、以下、条例と言わせていただきますが、これを制定しようとするものでございます。

次に項番2の条例で定める事項でございます。

1つ目といたしまして、条例第4条に情報公開条例の不開示情報との整合性を図るため、情報公開条例第7条第2号ただし書で開示されることとなる公務員の氏名について、条例においても同様の取扱いとすることを定めます。

2つ目に、条例第5条に開示決定の期限について、法において開示決定の期限は、開示請求のあった日から30日以内としていますが、現行の運用に合わせ、開示請求のあった日から15日以内とすることを定めます。

3つ目に、条例第7条の開示請求に係る手数料について、手数料は無料とし、写しの交付に要する費用を規則で定めることとします。写しの交付に要する費用は、現行の運用と同様、写し1枚につき10円、多色刷は50円を徴収します。また、減免規定等の取扱いについても現行の運用に合わせるものとして定めます。

4つ目に、条例第10条に運用状況の公表について、保有個人情報の開示請求等に対する対応の状況を、現行の運用と同様に年1回公表することを定めます。

2ページに移り、その他として、開示請求等の請求書の記載に関する事項、そして、附則には現行の個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として、守秘義務の規定、罰則の規定を定めます。

項番3の附則による廃止及び改正については、条例の制定に伴い、これまでの君津中央病院企業団個人情報保護条例を廃止し、そして、君津中央病院企業団情報公開条例に規定している情報公開・個人情報保護審査会の所掌事項に、法の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議することを加えるものでございます。

最後の項番4の施行日については、令和5年4月1日となります。

補足説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

<2番 渡辺厚子議員>

1点だけお聞きしたいんですけども、条例第10条の運用状況の公表についてです。年1回公表するとありますが、いつ頃公表する予定としているのか教えてください。

<庶務課長>

公表については、まとまりしだい随時ホームページで公表しています。あとは、広報誌クローバーで公表しております。

<年1回の声あり>

すみません。年1回公表しています。公表時期については、現在把握できておりませんので、後ほど回答させていただきます。

<議長>

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを補足説明申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の4ページをご覧ください。

企業団の経営状況を踏まえ、経営責任者である企業長は、経営改善に取り組む姿勢として、令和2年4月から自らの給料月額を引き下げる措置を講じております。今回、引き続き同様の姿勢を示すため、企業長の給与に係る条例に対して、月額の引き下げの期間を一年延長するために必要な改正を行おうとするものです。

具体的には、5ページの新旧対照表で示しますように、企業長の給料月額に対する100分の10に相当する額の減額措置を令和6年3月31日までの間、延長しようとするもので、施行日は令和5年4月1日を予定しております。

なお、当企業団の特別職は企業長のみですが、この措置による削減額は期末手当等の手当分を含め171万4,859円となります。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に

については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。
事務局に補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第3号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算第5号について補足説明申し上げます。

提出議案説明資料の6ページをご覧ください。

上段の枠囲いの中で、概要をお示ししてございます。

補正予算第5号は、本院・分院の業務予定量の補正と、これに伴う収益の補正、新型コロナウイルス感染症対応や医療機関物価高騰対策支援、看護職員処遇改善等に関する補助金収入の補正、そのほか、予算の適正執行のために必要なものを計上するものでございます。

引き続き、項番ごとに内容を補足いたします。

まず項番1、本院事業収益の表をご覧ください。本院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして1億3,066万5,000円を減額補正し、補正後の予算額を227億4,928万5,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、まず、医業収益を既決予定額に対しまして5億5,658万7,000円を減額補正いたします。医業収益の内訳は、外来収益及びその他医業収益でございます。

それぞれの内容につきましては、右側の説明欄でお示ししますとおり、外来収益につきましては、予算第2条第1項で定める業務の予定量を下方修正するものでございまして、延患者数を、既決予算による業務量の28万5,525人から1万4,580人の減となる27万945人へ、1日平均患者数を1,175人から60人の減となる1,115人へと改め、また、診療単価を21,600円から600円の減となる21,000円へと改め、これら患者数及び診療単価の減による収入減を見込むことから既決予定額に対しまして4億7,749万5,000円を減額補正し、補正後の予算額を56億8,984万5,000円にしようとするものでございます。

次の、その他医業収益につきましては、健康相談収益を減額補正するもので、説明欄でお示ししますとおり、人間ドック利用者数の減による収入減を見込むことから、既決予定額に対しまして、7,909万2,000円を減額補正し、補正後の予算額を6億2,551万6,000円としようとするものでございます。

続く医業外収益につきましては、国県補助金を既決予定額に対しまして4億2,592万2,000円増額補正するもので、その内容は右側の説明欄でお示ししますとおり、まず、新型コロナウイルス感染症対策事業に関するものでございます。個々の事業ごとの補助額につきましては、病床確保支援事業が3億7,251万6,000円、夜間・休日患者受入体制整備事業が750万円、自宅療養者等診療体制強化事業が405万円であり、いずれの事業も補助対象期間は10月から3月まででございます。

次に、医療機関物価高騰対策支援事業による補助金でございます。これは1床当たり5万円が支援されることから、本院660床に対し3,300万円が補助されるものとなります。

次に、看護職員等処遇改善事業です。これは、令和4年2月から9月までの看護員特殊勤務手当に対しまして4千円が補助され、補助総額は2,547万8,000円となるものでございます。

最後に、ドクターヘリ運営事業でございます。これはドクターヘリ飛行時間区分の変更に伴い、1,770万8,000円の減額補正を、これとは別にドクターヘリレジストリ構築経費の追加分としまし

て108万6,000円の増額補正を行うもので、これらの差し引きによりドクターヘリ運營業補助金に対して1,662万2,000円の減額補正を行うものでございます。

資料は、7ページをお願いいたします。

項番2、本院事業費用の表をご覧ください。

本院事業費用全体といたしましては、既決予定額に対しまして3億6,492万9,000円を減額補正し、補正後の予算額を230億4,313万7,000円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、まず、医業費用のうち、給与費で1億500万円を、材料費で2億2,500万円を、経費で1,242万9,000円をそれぞれ減額補正しようとするもので、その内容は、右側の説明欄でお示ししますとおり、給与費につきましては、給料及び手当を減額補正するもので、職員の予定数未確保による給料及び手当の減、並びに麻酔科常勤医師確保による非常勤医師給の減によるものでございます。

次の材料費につきましては、薬品費においては腫瘍用薬等の高額医薬品の消費量の減により、1億6,000万円を減額補正し、診療材料費においては業務量の減に伴う診療材料購入分の減により6,500万円を減額補正しようとするものでございます。

最後の経費につきましては、旅費交通費、光熱水費、委託料をそれぞれ補正するもので、旅費交通費につきましては、麻酔科非常勤医師の来訪回数の減により700万円を減額補正し、一方、光熱水費につきましては電気料金及びガス料金の単価高騰により、2,580万9,000円増額補正し、委託料につきましては、年間飛行時間の減によりドクターヘリ運航業務を1,770万8,000円減額補正し、夜間休日救急外来事務業務を1,353万円減額補正するものでございます。

次に、医業外費用の補正でございますが、これはその他医業外費用を既決予定額に対しまして2,250万円減額補正しようとするもので、右側の説明欄でお示ししますとおり、薬品費及び診療材料の購入額の減に伴います消費税分の減額でございます。

続きまして、項番3、分院事業収益の表をご覧ください。

分院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして2,234万3,000円を補正減し、補正後の予定額を7億3,921万6,000円としようとするものでございます。

その内訳でございますが、まず医業収益を既決予定額に対しまして3,896万1,000円減額補正いたします。医業収益の内訳は、入院収益及び外来収益でございますが、それぞれの内容につきまして、右側の説明欄でお示しすると、入院収益、外来収益ともに予算第2条第2項で定めます業務の予定量を下方修正することによるものでございます。

入院収益につきましては延べ患者数を既決予算による業務量の1万1,680人から1,095人の減となる1万585人、1日平均患者にしますと32人から3人の減となる29人へと改め、診療単価においては2万9,000円から800円の増となる2万9,800円と改め、これら診療単価の増による増収を上回る患者数の減により収入減を見込むことから、既決予定額に対しまして2,328万7,000円を減額補正し、補正後の予定額は3億1,543万3,000円にしようとするものでございます。

資料は8ページをお開きください。

続いて、外来収益につきましてですが、延べ患者数は既決予算によります業務量4万1,310人から3,645人の減となる3万7,665人へ、1日平均患者数にしますと170人から15人の減となる155人へと改め、また診療単価は7,400円から300円の増となる7,700円へと改め、これら診療単価の増によります増収を上回る患者数の減により、こちらの収入減を見込むことから、既

決予定額に対しましては1,567万4,000円を減額補正し、補正後の予定額を2億9,002万円にしようとするものでございます。

続く医業外収益につきましては、国県補助金を既決予定額に対しまして1,661万8,000円増額補正しようとするもので、その内容は右側の説明欄でお示ししますとおり、まず新型コロナウイルス感染症対策事業がございます。対象となる事業項目ごとの補助額につきましては、病床確保支援事業が8月、9月のクラスター発生によるものといしまして、1,043万7,000円。

続いて、入院患者受入協力金支援事業といしまして、8月、9月のクラスター発生分といしまして315万円、自宅療養者等診療体制強化事業といしまして、9月の修正分及び11月分といまして15万円となっております。

続きまして、医療機関物価高騰対策支援事業及び看護職員等処遇改善事業につきましては、本院同様の補助となりますが、医療機関物価高騰対策支援事業が180万円、看護職員等処遇改善事業においては108万1,000円をそれぞれ増額補正しようとするものでございます。

続きまして、項番4、分院事業の表をご覧ください。

分院事業費用全体といしましては、既決予定額に対しまして、601万2,000円を増額補正し、補正後の予算額を7億6,986万7,000円にしようとするものでございます。

その内訳でございますが、まず医業費用のうち材料費では400万円、そして経費では161万2,000円をそれぞれ増額補正しようとするもので、その内容は右側の説明欄でお示ししますとおり、まず材料費につきましては、薬品費を増額補正するもので、これは新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時に高額な治療薬を使用したことによる増でございます。経費につきましては、光熱水費を増額補正するものでございますが、こちらは電気料金の単価高騰による増となっております。

次に、医業外費用の補正でございます。こちらはその他医業外費用を既決予定額に対しまして40万円増額補正しようとするもので、右側の説明欄でお示しするとおり、薬品の購入額の増に伴います消費税分を増額補正しようとするものでございます。

資料は9ページに移りまして、項番5の補正後の年間収支でございます。今回の補正によりまして、まず本院事業におきましては、既決予算の3億2,300万6,000円の純損失に対して、今回の補正で2億3,426万4,000円損失が縮小し、8,874万2,000円の純損失を、そして、分院事業におきましては、既決予算によりまして429万6,000円の純損失に対しまして、その損失が2,835万5,000円拡大し、今回の補正後は3,265万1,000円の純損失をそれぞれ見込むものでございます。

続きまして、項番6、資本的収入の表をご覧ください。

資本的収入につきましては、その他資本的収入におきまして300万円を減額補正しようとするもので、こちらは右側の説明欄でお示しするとおり、大佐和分院医事会計システムの稼働時期が変更となったため、令和4年1月から12月までの収支事業を対象とする国保特別調整交付金の交付を受けられなくなったことによるものでございます。なお、本件につきましては令和5年度に改めて交付申請しようとするものであることを申し添えさせていただきます。

続きまして、項番7、資本的支出の表をご覧ください。

資本的支出につきましては、長期貸付金において1,920万円を減額補正しようとするもので、右側の説明欄でお示ししますとおり、医師研究資金貸付者数の減によるものでございます。

以上の項番6及び7の内容から、資本的収支不足額が変更になりますので、次の項番8、資本的収支不足額の補てんにおきましてお示しするとおり、不足額は既決額に対しまして1,620万円縮小し、

補正後の収支不足額は14億2,819万1,000円となります。

次の10ページ、上段の表では、今回の補正により発生する修正を反映させたものとしております。

項番9、その他の項目でございます。予算の適正執行のために必要なものとして、まず1点目、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、今回の補正に伴い、予算第9条に定めました本院の職員給与費の金額を減額補正し、次の(2)棚卸資産の購入限度額につきましては、予算第10条で定めました棚卸資産の購入限度額の限度額を減額補正しようとするものでございます。

次の資料11ページから13ページまでは、ただいまご説明いたしました内容を表にまとめたものでございます。

補正予算(第5号)に係る補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

説明資料の6ページ、本院事業収益のその他医業収益のうち、人間ドック利用者数の減による収入減という説明がございますが、どの程度少なくなったのかという、何か点数でいいんでしょうか、何か教えていただければ。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

ただいまの質問に関しましてお答えいたします。

令和4年度当初予算では、1日平均16名の利用を見込んでおりましたが、令和4年11月末時点で1日平均11名程度の利用しかなく、残り4か月で予算を達成するためには、1日平均26名の利用が必要となりますが、現状では利用者数の急激な増加が見込めないことから、補正減額させていただくこととしております。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

令和4年度、コロナの影響がどの程度あるのか、その辺はちょっと分からないんですけども、令和2年度、令和3年度と比較しまして、やはり同じような状況なのか、年度単位で増えているものなのか。この後、令和5年度の予算ということなので、その辺のこの減り具合がもしかしたら反映されているのかというふうな推察する数字になっているかと思うんですが、このコロナの影響について、またその他の要因とか何か分析されていることがあったら教えてください。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

コロナの影響なんですけれども、令和2年度、3年度と比較しますと、利用者数は増えてきてはいるものの、まだコロナ流行前と比べますと、まだ下回っているような状況です。ですので、まだコロナの影響が完全になくなっていないという考えではございません。

それから、ほかの要因なんですけれども、最近の物価の高騰による家計への負担増とか、そういった影響もあるのかなというふうには感じております。

<議長>

よろしいでしょうか。

<2番 渡辺厚子議員>

はい。

<議長>

ほかにございませんか。

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

資本的収入において、先ほどご説明にありました会計システムの交付金が受けられなくなったということなんですけれども、令和5年度に交付申請ということなんですけれども、これは今年度は300万円の交付が出なかったということなんですけれども、見込みとして令和5年度に申請して、同じように300万円が交付される見込みなのか、そのあたりどうお考えでしょうか。

<議長>

小柳財務課長。

<財務課長>

ただいまの質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、令和5年度に300万円が入る見込みでございます。

<議長>

根本議員。

<11番 根本駿輔議員>

特にこれによって、マイナスが出ることはないと思うんですが、参考までに、稼働時期が変更となった原因はどういった点でしょうか。

<議長>

小柳財務課長。

<財務課長>

当初では、夏頃から事業予定をしていたところでございますが、準備等に若干手間取ってしましまして、予算の執行状況が全体的に遅れてしまったということでございます。機器のハードウェア上の手配等の関係もあったように聞いております。

以上でございます。

<議長>

よろしいでしょうか。ほかに。

<財務課長>

補足いたします。今の機器というのは半導体関係のところもあったように聞いております。

以上でございます。

<議長>

ほかにございませんか。

ほかに質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 令和4年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

次の議案第4号については、当会議の後に開かれる予算決算審査委員会に審査の付託をし、同委員会にて質疑を行い、討論、採決については定例会の最終日に行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、当会議では補足説明までを行い、質疑については予算決算審査委員会で、討論、採決については定例会の最終日に行います。

それでは、議案第4号、令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計予算を議題といたします。

事務局による補足説明を求めます。

竹下事務局長。

<事務局長>

議案第4号、令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計予算について補足説明を申し上げます。

提出議案説明資料の14ページをお開きください。

まず、項番1で掲げております概要でございます。

令和5年度の予算は、第6次5か年経営計画の3年目に当たるものでございます。それに令和5年度5か年経営計画に基づく財務計画も含め必要な見直しを加えるための検証を行う年度でもございます。一方で、新型コロナウイルス感染拡大やその他の国内外の情勢は、企業団運営に大きな影響を及ぼしており、その先行きは不透明でございます。

このため、当初予算の編成に当たっては、本院の業務量では新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響を踏まえつつも、第6次5か年経営計画後半以降の目標とする数値を改めて設定し、収支におきましては、安定的な経営の確保、経営資源の適正配分による有効活用、医師及び看護師の確保を重点項目とし、可能な限りの収入確保及び費用抑制策を盛り込んだ予算編成としております。

(2)の予算の骨子について、それぞれの事業ごとに補足させていただきます。

まず、本院事業でございます。収入面では、堅実な業務量を目標とすることで、医業収益の減を見込むものとしております。

費用面では医薬品のジェネリック、あるいはバイオシミラーへの切替えや共同購入の活用などにより、材料費の抑制を見込む一方で、医師等正規職員の増員や令和4年度人事院勧告の影響、看護員処遇改善事業手当の増などによります給与費の増、そして電気及びガス料金の単価高騰による経費の増を見込むものでございます。

投資的経費では、建物附属設備の更新工事や循環器系X線診断装置をはじめとする設備整備による施設機能及び医療機能の維持・充実を図るものでございます。

そして、構成市負担金は、今後の資本的収支予算の財源確保のため、継続的な一定規模の繰入れが必要ではございますが、電気及びガス料金の大幅な増額等の収益的収支予算での需要増に対応するため、資本的収支予算への繰入額を減額し、収益的収支予算へこれを充てるものとしております。

続いて、分院事業につきましては、収入面では堅実な業務量を目標としつつ、入院・外来単価の上昇により医業収益の増を見込み、費用面では、患者給食業務の委託や電気料金の単価高騰等による経費の増のほか、給与費や減価償却費の増を見込むものでございます。

看護師養成事業は、収入面では、授業料の引上げによる増収や入寮者の電気料金受益者負担分の増を見込み、そしてその費用面では、電気及びガス料金の単価高騰による経費及び寄宿舍費の増のほか、給与費の増を見込むものでございます。

右側の15ページ、項番の2、予算第2条で定めます業務の予定量でございます。お示しする表は、左から2列目のA列が、令和5年度予算案を、そしてB列が令和4年度当初案、C列はこれらの比較増減としてございます。

まず、(1)の本院事業でございますが、病床数はご覧のとおり変わりございません。

中ほどの延べ患者数でございます。入院では令和4年度当初予算から4.3%の減となる18万4,464人、外来では令和4年度当初予算から増減なしの28万5,525人といたしました。その下、1日平均患者数で見ますと、入院は令和4年度当初予算から4.5%の減となる504人、外来は同じく令和4年度当初予算から増減なしとなります1,175人となるものでございます。

続いて(2)の分院事業でございます。本院同様病床数に変わりはありませんが、延べ患者数は入院では令和4年度当初予算から0.3%の増となる1万1,712人、外来は令和4年度当初予算から2.9%の減となる4万95人といたしました。1日平均患者数で見ますと、入院は令和4年度当初予算に対して増減なしの32人、外来は令和4年度当初予算に対して2.9%減となります165人とするものでございます。

最後、(3)看護師養成事業でございますが、3学年合わせまして、令和4年度の予定量に対して増減なく179人を予定しております。

続きまして、15ページからの項番3、予算第3条で定めます収益的収入及び支出でございます。

(1)の概要でございます。16ページの表は企業団全体の収益的収入及び費用をお示しするものでございます。表の左から2列目のA列が、令和5年度予算案の金額、続くB列が令和4年度当初予算、そしてC列はこれらの比較増減となります。

17ページの摘要欄の記載に沿ってご説明いたしますので、適宜左の表と併せてご確認いただければと存じます。なお、この項目での説明は万円単位の説明とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず、予算規模でございます。企業団の予算規模は251億3,117万円。これは令和4年度の当初予算との比較で2億7,189万円、1.1%の増となるものでございます。

続いて、収益的収入でございます。本院及び分院の医業収益の合計額は220億3,097万円、令和4年度の当初予算との比較では2億206万円、0.9%の減を見込むものでございます。

医業外収益と看護師養成事業収益の合計額は27億5,327万円で、このうち3事業を合わせた構成市負担金は、高等教育無償化対応経費を含めまして17億2,240万円計上するものでございます。

特別利益は退職手当組合からの還付金収入や現病院建設に充てました企業債に係る元金償還金への構成市負担金の繰入金収益化などにより、3億4,693万円を計上しております。

これらによります収入の総額は、令和4年度当初予算と比較し、2億7,189万円、1.1%の増となるものでございます。

続いて、③の収益的支出でございます。本院及び分院の医業費用の合計額は233億2,962万円、

令和4年度の当初予算との比較では2億1,207万円、0.9%の増を見込むものでございます。

医業収益に対します医業費用の割合は105.9%、これは令和4年度当初予算での数値に対して1.9ポイントの上昇となっております。

企業団管理費、医業外費用及び看護師養成事業費用の合計額は、14億3,427万円を見込んでおります。

特別損失は、退職給付引当金繰入額等により2億9,924万円を計上し、これらによります支出の総額は、令和4年度当初予算と比較し2億885万円、0.8%の増となっております。

資料は18ページ、19ページをお開きください。ここからは事業別の収支についてご説明申し上げます。

まず最初に本院事業でございます。

令和5年度予算におきましては、本院事業収益全体で、令和4年度の当初予算に対しまして1億5,339万円の増としております。

その下の医業収益は2億1,908万円の減となります213億3,813万円とするものでございますが、その内訳となります入院収益におきましては、18ページの中ほどより右側の説明欄でお示しするとおりでございます。先ほど業務の予定量で説明申し上げましたが、まず、1日平均患者を令和4年度当初予算に対して、24人の減となる504人とするためでございます。そのほか手術件数の増や看護職員処遇改善の診療報酬評価等によりまして、診療単価を2,300円の増となる7万8,500円と見込むものの、先ほどの業務量の減によります減収のほうが大きく影響し、最終的には2億484万円の減としてございます。

次に外来収益でございます。

外来収益につきましては、令和4年度実績ではコロナ禍の影響もございまして、患者数、診療単価ともに落ち込んだところではございますが、コロナ流行前の状況や近年の化学療法件数の増を踏まえまして、1日平均患者数、診療単価ともに、令和4年度当初予算と同数を見込むことから、収益におきましても、令和4年度当初予算と同額にしようとするものでございます。

次のその他医業収益につきましては、人間ドック利用者数の減を見込むことによりまして、令和4年度当初予算に対して1,424万円の減収としております。

続いて、医業外収益でございます。

医業外収益につきましては、令和4年度当初予算に対しまして3億7,247万円の増としております。その内訳は、まず国県補助金ではドクターヘリ運営事業や周産期医療施設運営費補助金等の計上によります増、負担金交付金においては構成市負担金のほかに、県からの国民健康保険特別調整交付金882万円を見込むことによります増、保育所収益においては延べ保育児数を定員の80人から上半期で90人、下半期で100人を見込むことによります増、長期前受金戻入では、令和4年度補助事業分の戻入開始によります増、そしてその他医業外収益では、電気及びガス料金の単価高騰によりますレストラン及び売店等事業者の受益者負担分の増を見込むことによります増収としております。

また、令和5年4月から敷地内保険調剤薬局、こちらはアメニティ棟という名称が決定しておりますが、このアメニティ棟内の事業者からの電気及び水道料金の受益者負担分を新たに計上することによる増収を見込むものでございます。

18ページ、下の表に移りまして、本院事業費用でございます。

令和5年度予算におきましては、本院事業費用全体で令和4年度当初予算に対しまして、本院事業収益同様に1億5,339万円の増としております。

まず医業費用から説明申し上げます。医業費用につきましては令和4年度当初予算に対しまして0.8%に当たります1億6,838万円の増とさせていただきます。その内訳でございますが、18ページの中ほど右側の説明に示してございますが、給与費の主な増減理由、そして19ページのほうに内訳を記載してございますが、まず給与費においては昇級や人事院勧告の影響等による増がある一方で、非常勤医師の派遣依頼数の減などを見込むことにより、全体では令和4年度当初予算に対しまして2億6,868万円の増を見込むものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。材料費でございます。

材料費のうち、薬品費及び診療材料費につきましては、安価となる購入手法や価格交渉等によりましての減額を見込む一方で、給食材料費は食材料費の高騰によります増額を見込み、材料費全体では令和4年度当初予算に対しまして、4億92万円の減を見込むものでございます。

次に経費でございます。

令和4年度当初予算に対しまして3億4,552万円の増とさせていただきますが、その内訳といたしましては、まず光熱水費においては地下水浄化供給システムの導入によります水道料金の減額を見込むものの、原油価格高騰の影響によります電気及びガス料金単価の上昇を見込むことによります増、そして、修繕費におきましては減少、賃借料におきましてはアメニティ棟の2階、3階フロアを企業団が使用するために賃借することにより発生する賃借料、そして再リースとしているコピー機の更新を見込むことによります増。委託料におきましては医療機械保守、設備保守、ドクターヘリ運航、あるいは院内清掃、医師紹介等、職員では行えない業務や職員を雇用して行うより委託したほうが効率的な業務を委託することによる増を見込むものでございます。

減価償却費につきましては、令和4年度に取得いたしました資産の償却開始による増と、耐用年数経過によります減からなる増減によりまして、全体では減少となっております。

資産減耗費でございますが、こちらは循環器系X線診断装置等の更新対象資産の除却を見込む分の増額とさせていただきます。

医業費用の最後になります研究研修費でございますが、医学洋書の価格高騰によります図書費の増、専門看護師養成によります研修会費の増により、全体としては増額とさせていただきます。

続いて医業外費用でございます。

医業外費用につきましては、令和4年度当初予算に対して1.3%に当たる1,499万円の減とさせていただきます。

主な内訳といたしましては、支払利息におきましては、現病院建設の起債分の償還や、ガスコージェネレーション設備リースの経過によります減のほか、保育所運営費においては、先ほど医業外収益の保育所収益でご説明しました保育所定員を見直すことによります委託料の増、そして、その他医業外費用におきましては、貯蔵品購入減額に伴います雑損失の減、固定資産購入に係る長期前払消費税額償却の減などを見込むものでございます。

資料22ページ、23ページをお開きください。

大佐和分院でございます。分院事業としております。

令和5年度予算におきましては、分院事業収益全体では令和4年度当初予算に対しまして4,454万円の増としております。その下にあります医業収益は、全体として2.5%、1,702万円の増となる6億9,284万円とするものでございますが、その内訳となる入院収益におきましては、22ページの表の右側の説明欄でお示ししますとおり、先ほどの業務の予定量での説明を申し上げましたが、1日平均患者数を令和4年度の数値に対して増減なしとする一方で、令和4年度実績を踏まえつつ、看

護職員処遇改善の診療報酬評価等により診療単価を1,000円の増となる3万円と見込むため、全体として1,264万円の増としております。

続いて外来収益につきましては、令和4年度の実績を踏まえて1日平均患者数は5人減の165人を見込む一方で、診療単価においては400円増の7,800円を見込むことにより、705万円の増としてございます。

大佐和分院のその他医業収益では、国保・後期高齢者特定健診収入の減少、あるいは新型コロナワクチン接種料の減少を見込むことによります減収を見込むものでございます。

続いて医業外収益でございますが、令和4年度当初予算に対して2,753万円の増としておりますが、その内訳といたしましては負担金交付金のうち、構成市負担金は令和4年度との比較で2,900万円の増とするほか、国からの国民健康保険特別調整交付金340万円を見込んでおり、その他医業外収益は令和4年度当初予算に対しまして209万円の減としております。

こちらのその他医業外収益の減については、二次救急輪番待機回数の減によります救急輪番待機料の減収によるものでございます。

続きまして、中ほどより下の大佐和分院の事業費用でございます。

令和5年度予算におきましては、分院事業費用全体で令和4年度当初予算に対しまして4,454万円の増としてございます。医業費用から順にご説明申し上げます。

まず医業費用につきましては、令和4年度当初予算に対しまして5.9%に当たる4,369万円の増としてございます。その内訳といたしまして、まず給与費は、22ページ右側の説明欄に掲げてございます主な増減理由は、その隣の23ページに記載してございますが、昇給や人事院勧告の影響等による増がある一方で、職員数の減による減額を見込むことにより、全体では給与費は令和4年度当初予算に対して895万円の増を見込むものとなっております。

材料費につきましては、令和4年度当初予算に対して293万円の減としてございますが、これは診療材料費におきましては、令和4年度実績を踏まえ購入分の増を見込むことによります増、その一方で、給食材料費におきましては、給食材料の調達を含め、患者給食業務を外部委託にすることにより生じる減額となっております。

続いて経費でございます。経費は令和4年度当初予算に対しまして3,365万円の増としてございますが、その内訳は、光熱水費においては原油価格高騰によります電気料金単価の上昇を見込むことによる増、そして修繕費においては建物修繕や医療機械等修繕による増額、委託料におきましても患者給食業務の外部委託開始による増額を計上するものでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

大佐和分院、減価償却費でございます。令和4年度に取得した資産の償却開始による増と、耐用年数経過によります減による増減並びに器械備品におきましては、この2月に更新稼働いたしました医事システムの償却を開始することによる増額により、減価償却費全体では増となるものでございます。

その下、資産減耗費につきましては、電話設備等の更新対象資産の除却を見込むことによります増額と、最後の医業外費用については、貯蔵品購入の増額に伴います雑損失の増、そして固定資産購入に係ります長期前払消費税額償却の減などを見込み、全体では増額としているものでございます。

24ページ、中段からは、看護師養成事業でございます。

まず、看護師養成事業収益につきましては、令和4年度の当初予算に対しまして4%に当たる1,091万円の増としてございます。

その内訳といたしましては、学費収益につきましては、高等教育の修学支援新制度によります授業

料・入学金の減免者数増を見込むものの、授業料の引上げによる増が減免額の増を上回ることによって、結果的には増収を、負担金交付金につきましては、構成市負担金として学校運営費及び高等教育無償化対応経費を計上するもので、こちらは令和4年度との比較で880万円の繰入増としてございます。

その他事業収入につきましては、学生寮寮費の引上げや電気料金単価高騰によります入寮者の受益者負担分の増額による増収を見込むものでございます。

続いて、一番下の表から始まりますが、看護師養成事業費用でございます。令和4年度当初予算に対しまして、事業収入同様に4.0%に当たります1,091万円の増としてございますが、その内訳といたしましては、給与費につきましては昇給や人事院勧告の影響、職員の増によるもので348万円の増としております。

26ページ、27ページをお開きください。

教育費につきましては、学生健康診断の採血検査単価上昇を見込むことによります増額、そしてその下、経費については光熱水費においては原油価格高騰による電気及びガス料金単価の上昇を見込むことによる増額、そして賃借料においては再リースとしているコピー機の更新を見込むことによる増額を見込む一方で、委託料においてはフィルター清掃業務の減、あるいは令和4年度に特定建築物定期点検業務委託を計上したことによります反動減を、そして学生対策費におきましては、令和4年度に学校案内パンフレット刷新の費用を計上したことによります、こちらも反動減によりまして、経費全体では514万円の増とするものでございます。

次の寄宿舎費につきましては、光熱水費において原油価格高騰によります電気料金単価の上昇を見込むことによる増額、そしてその下、減価償却費につきましては、令和4年度に取得した資産の償却開始による増と、耐用年数経過によります減による増減を見込み、研究研修費につきましては、看護教員養成費用を計上することによる増額となり、支払利息につきましては、看護学校校舎及び学生寄宿舎の企業債支払利息額を計上するものでございます。

続きまして、特別利益と特別損失でございます。

まず特別利益につきましては、退職手当組合からの還付金収入は、千葉県市町村総合事務組合の積立基準額を超過した金額が毎年納める負担金額から差し引かれることになってございまして、その金額分を特別利益に計上するものでございます。

元金償還金への繰入収益化額は、昨年9月議会で可決されました補正予算（第2号）でご説明申し上げた現病院建設に係る元金償還金への4条予算繰入れを収益化するに当たり、対象資産の既償却額見合い分を特別利益に計上するものでございます。

なお、この対象資産の既償却見合い分の特別利益計上は、現病院建設に係る元金償還金への4条予算繰入れを行うことにより、毎年度発生するものとなりますので、企業団の予算の純損益におきましてはこの分が黒字として計上されるよう編成していることを申し添えます。

続いて、特別損失でございます。

特別損失の中の過年度損益修正損失では、令和5年2月及び3月分の保険者請求分のうち、査定減となる分の欠損処理予定額を計上し、退職給付引当金繰入額では、退職手当組合による負担金縮減額を退職給付引当金として計上するものでございます。その額は特別利益での還付額の見合い分としております。

28ページ、29ページをお開きください。

大きな項番4、予算第4条で定めております資本的収入及び支出でございます。令和5年度の資本的収入は、前年度当初予算に対しまして7.3%に当たる6,643万円の減となっております。総額で

8億4,458万円となります。

その内訳でございますが、まず企業債による収入を、本院建設改修工事分で1億4,300万円、本院医療機器整備分で3億5,100万円、本院情報システム整備分で2億3,400万円としております。他会計負担金は、構成市負担金のうち現病院建設に充てた企業債に係る元金償還金への繰入れとして1億700万円計上し、国県補助金は、医療提供体制推進事業費補助金といたしまして、小児医療施設設備整備事業658万円を計上し、最後のその他収入においては、令和4年度で更新した大佐和分院医事会計システムに対します国民健康保険特別調整交付金、こちらは令和5年1月から12月までの収支事業を対象とするものでございまして、これを300万円計上するものでございます。

その下の表は資本的支出でございます。

令和5年度の資本的支出の合計額は、25億952万円となっております。

その内訳でございますが、まず、建設改良費においては9億2,546万円としてございます。

内訳でございます。まず建設工事費については、本院における厨房・洗濯排水処理施設更新工事外13件、分院においては部品供給が終了している電話設備及び管理棟エアコンの更新工事、そして学校においては、令和5年12月が有効期限であります学生寄宿舎水道メーターの更新工事を見込むものでございます。

その下、医療機械器具費では、4億2,904万円を見込んでございますが、購入を予定する機器といたしましては、循環器系X線診断装置、高圧蒸気・酸化エチレンガス滅菌装置、心臓用超音波診断装置等の更新を見込むほか、機器故障時の対応分といたしまして3,300万円を計上するものでございます。備品費の3億1,280万円につきましては、本院における周術期患者情報システム、臨床検査情報システム、医用画像情報管理システムなどの情報システム関連備品、ほかに講堂音響設備、温冷配膳車等の給食関連備品などの整備を見込んでおります。分院においては、監視カメラシステム、医用画像モニター等の整備を見込んでおります。学校においては看護実習の質向上のため、吸引シミュレーター及び妊娠外診モデルの購入を見込むものでございます。

建設改良費の最後、リース資産購入費につきましては、ガスコージェネレーション設備に係るリース料を計上するものでございます。

そして、企業債償還金でございます。15億7,346万5,000円の内訳は、現病院建設分として10億913万円、汚水管接続換え分589万円、建物附属設備改修工事分3,533万円、医療機器等整備分4億7,525万円、看護学校建設分2,620万円、学生寄宿舎建設分2,167万円を計上するものでございます。

続いて、長期貸付金でございます。

長期貸付金では医師確保対策の一つであります研究資金貸付制度のための費用を計上してございます。令和5年度も実施する予定としておりますが、先ほどの令和4年度補正予算（第5号）におきましても予定数を減少させておりますが、令和5年度の当初予算につきましては2名の貸付けを予定するものでございます。

28ページ、下の表、（2）資本的収支不足額の補てんについてでございます。

令和5年度4条予算の資本的収支では、先ほどの収入額、ただいまの支出額の収支により16億6,494万円の不足額が生じることとなります。この補てんにつきましては一番下の表でお示ししますとおり、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金のほか、現病院建設に充てた企業債に係る元金償還金の財源といたしましては、減債積立金から補てんしようと考えております。

続きまして、資料は30ページをお開きください。

項番5で、その他の予算に定める事項を掲げてございます。まず、(1)債務負担行為でございます。予算第5条に定めます債務負担行為といたしましては、表にお示しするとおり、アメニティ棟の建物の賃借、2階・3階分の賃借の分ほか、都市ガス購入の2件を定めるものでございます。(2)は予算第7条で定めております一時借入金の限度額でございますが、こちらは前年度と同額としております。借入期間につきましては、暦日の関係で若干の変動がございますが、基本的な考え方は令和4年度と同様でございます。

続く(3)重要な資産の取得及び処分は予算第11条で定めております。こちらは2,000万円以上の有形資産の取得と処分におきまして掲げるものでございますが、令和5年度の当初予算では、取得は6件、そして一番下の表、処分については5件を定めるものでございます。

31ページからは企業団の第6次5か年経営計画の主要施策に関する予算の状況をお示しするものでございます。令和5年度の予算分からは、新規もしくは拡大事業のみをお示しし、令和4年度からの継続事業につきましては、末尾に参考としてまとめて掲載する体裁としております。

それでは、新規拡大事業につきまして、ご説明申し上げます。31ページ最初の安定的な経営の確保における収入の確保につきましては、未収金対策といたしまして、外国人患者未収金補償保険への加入といたしまして60万円を計上してございます。

続く高度専門医療及び専門医療の提供といたしましては、がんゲノム医療連携によるがん治療の実施で539万円を計上してございます。

続いて、医療の質の向上につきましては、教育・研修等の充実といたしまして、専門看護師及び認定看護師の養成で260万円、そして臨床看護eラーニングの拡充で191万円、病院機能評価認定基準の維持といたしまして、サーベイヤーによります模擬審査の実施で59万円を計上してございます。

続く施設・設備及び医療機器等の整備につきましては、事業継続計画、いわゆるBCPの充実といたしまして、非構造部材耐震点検調査の実施で106万円、施設・設備の計画的な整備といたしましては、31ページ、一番下の表でお示しします内容を3条建物修繕費で9,237万円、4条建設工事費で1億5,080万円を計上するものでございます。

32ページをご覧ください。

アメニティ棟の2階、3階フロアの賃借では360万円を計上するものでございます。この3階につきましては、先ほど申し上げましたが、大規模災害発生時には災害対策本部、あるいはDMATの調整本部として使用を予定しているものでございます。

次の医療機器の計画的な導入・更新といたしまして、表にお示しします機器等を整備し、本院では総額4億1,006万円、分院では1,898万円をそれぞれ計上するものでございます。

次の情報システムの計画的な導入・更新といたしまして、表にお示ししますシステム分を更新し、総額2億5,808万円を計上するものでございます。分院の整備におきましては、表に示す内容、3条建物修繕費では440万円、4条建設工事費は1,171万円を計上するものでございます。

最後の勤務環境の整備につきましては、医師の働き方改革への対応といたしまして、人事給与システムの医師働き方改革への対応で385万円、働きやすい職場環境の整備といたしまして、院内保育所の定員見直しで、3条の収益では4,457万円を、そして費用では1億5,742万円を計上しているものでございます。

33ページにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度からの継続事業でございます。ご覧のとおりとなっております。説明のほうは割愛させていただきます。

資料は最後34ページ、35ページになります。

こちらでは構成市負担金に关します参考資料をお示ししております。各事業に対する運営費の積算の内訳を示すもの、あるいはその根拠となります利用者数などをお示しする資料でございます。

令和5年度病院事業会計予算の補足説明は以上でございますが、お手元には予算書及び予算明細書も配付させていただいております。項目が多岐にわたりますが、併せてご確認いただけますようお願い申し上げます。

令和5年度君津中央病院企業団病院事業会計予算についての補足説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

國見庶務課長。

<庶務課長>

議案第1号にて、渡辺議員のほうから、運用状況の公表の時期ということのご質問があった件でございますが、規程等でいつまでということは定めておりませんが、令和4年度に令和3年度の実績を6月にホームページで、9月に広報誌クローバーにて公表をしております。

以上でございます。

日程第4 休会について

<議長>

引き続き、日程第4、休会についてを議題といたします。

お諮りします。

議案調査のため、明日3月11日から3月26日までの16日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、明日3月11日から3月26日までの16日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、3月27日午後3時から本会議を開きますので、ご参集をお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後3時10分から予算決算審査委員会を開きますので、よろしくをお願いをいたします。

(午後3時00分散会)